

○鳥羽志勢広域連合職員の給与の半減に関する規則

〔平成29年3月24日〕
規則第4号

鳥羽志勢広域連合職員の給与の半減については、志摩市職員の給与の半減に関する規則（平成23年志摩市規則第10号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。